

報 第 3 4 号

専決処分報告について

(道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について)

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和4年（2022年）12月12日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第12号

道 路 上 の 事 故 に よ る 和 解 及 び 損 害 賠 償 額 の 決 定 に つ い て

本 市 管 理 の 道 路 上 (ゆ り が 丘 地 内) で 発 生 し た 自 動 車 の 事 故 に 關 し 、
下 記 の と お り 和 解 し 、 損 害 賠 償 額 を 定 め る も の と す る 。

以 上 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規
定 に よ り 専 決 处 分 す る 。

令 和 4 年 (2 0 2 2 年) 1 2 月 7 日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名	和 解 条 件	損 害 賠 償 額
(記 載 削 除)	柏崎市は、相手方の自動車の被害総額(140,250円)のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 140,250